
*
*
*
*
*
*
*
*
*

定 款

(法人保存用)

倉吉公証役場

一般社団法人 あいおい 定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人 あいおいと称する。

(主たる事務所の所在地)

第2条 当法人は、主たる事務所を鳥取県東伯郡北栄町に置く。

(目的)

第3条 当法人は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という）に基づく、障がい者の自立支援及び社会参加支援を行い、広く公共の福祉の向上と地域活性化に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. 障害者総合支援法に基づく指定障がい者福祉サービス事業
2. 障がい者の職業指導及び職業斡旋事業
3. 障がい者の能力開発訓練事業
4. 障がい者の機能回復訓練及びコンサルティング事業
5. 障がい者の福祉の増進を目的とする事業
6. 勤労意欲のある者に対する就労の支援を目的とする事業
7. 勤労者の福祉の向上を目的とする事業
8. 前各号に掲げる事業に附帯する一切の事業又は関連する事業

(公告)

第5条 当法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法による。

第2章 社 員

(入社)

第6条 当法人の目的に賛同し、入社した者を社員とする。

- 2 社員となるには、当法人所定の様式による申込みをし、代表理事の承認を得るものとする。

(任意退社)

第7条 社員は別に定める退社届を提出することにより任意にいつでも退社することができる。ただし、1か月以上前に当法人に対して予告をするものとする。

(除名)

第8条 当法人の社員が、当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反する行為をしたとき、又は社員としての義務に違反したときなど、除名すべき正当な事由があるときは、一般社団法人及び一般



財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）第49条第2項に定める社員総会の特別決議によりその社員を除名することができる。

（社員の資格の喪失）

第9条 前条の場合のほか、社員は、次のいずれかに該当するに至ったときはその資格を喪失する。

1. 退社したとき。
2. 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
3. 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。

（社員名簿）

第10条 当法人は、社員の氏名又は名称及び住所を記載した社員名簿を作成する。

第3章 社員総会

（社員総会の開催時期）

第11条 当法人の社員総会は、定時社員総会として、毎事業年度終了後3か月以内に開催するほか、臨時社員総会を必要に応じて開催する。

（開催地）

第12条 社員総会は、主たる事務所の所在地において開催する。

（決議の方法）

第13条 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもってこれを行う。

（議決権）

第14条 各社員は、各1個の議決権を有する。

（議長）

第15条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故があるときは、当該社員総会で議長を選出する。

第4章 役員

（員数）

第16条 当法人に理事1名以上5名以内を置く。

（代表理事の選定及び職務権限）

第17条 当法人は、代表理事1名を置き、理事の互選により定める。

- 2 代表理事は、当法人を代表し、当法人の業務を統括する。

第5章 計算

（事業年度）

第18条 当法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日までの年1期とする。



第6章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第19条 当定款の変更は、社員総会の特別決議によって変更することができる。

(解散)

第20条 当法人は一般法人法、その他法令で定めた事由により解散する。

第7章 附 則

(最初の事業年度)

第21条 当法人の最初の事業年度は、当法人の設立の日から 平成29年3月31日までとする。

(設立時理事及び設立時代表理事)

第22条 当法人の設立時理事及び設立時代表理事は、次のとおりである。

設立時理事 杓子屋 勇

設立時理事 小谷 紀央

設立時代表理事 小谷 紀央

(設立時の社員の氏名又は名称及び住所)

第23条 当法人の設立時社員の氏名及び住所は、以下のとおりとする。

鳥取県東伯郡湯梨浜町田後 170 番地の 11

設立時社員 小谷 紀央

広島県広島市西区新庄町 17 番 11 号

設立時社員 杓子屋 勇

(法令の準拠)

第24条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

以上、一般社団法人 あいおいの設立のため、この定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。

平成 28 年 8 月 5 日

設立時社員 小谷 紀央

設立時社員 杓子屋 勇





平成 28 年登簿第 5 号

認 証

この定款の設立時社員杓子屋勇の代理人であり、かつ、設立時社員である小谷紀央は、本公証人の面前で、全設立時社員が各自の記名押印を自認している旨を陳述した。

よって、これを認証する。

平成 28 年 8 月 5 日、本公証人役場において

鳥取県倉吉市駄経寺町二丁目 15 番地 1

鳥取地方法務局所属

公 証 人

永岡健治



公 証 人 役 場